

令和4年第3回松山市教育委員会臨時会

(横山事務局次長)
ご起立をお願いします。
一同礼。

(一同)
お願いします。

(横山事務局次長)
ご着席ください。

(教育長)
ただいまから、令和4年第3回松山市教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりであります。

まず、本日の会議録署名人に一色委員を指名いたします。

それでは、議事に移ります。

日程第1 議案第2号「松山市教育委員会事務局組織規則及び松山市教育委員会事務局職務権限規則の一部改正について」を議題といたします。

横山事務局次長から説明を求めます。

(横山事務局次長)
生涯学習政策課でございます。

よろしくお願いいたします。

当日配布分の資料の1ページをお願いいたします。

議案第2号「松山市教育委員会事務局組織規則及び松山市教育委員会事務局職務権限規則の一部改正について」ご説明いたします。

教育委員会事務局では、令和4年度、大きな組織改正はございませんが、教職員担当室の見直しや、給食費の公会計化への対応等のための改正を行います。

まず、教職員担当室の見直しについてですが、教職員担当室長の職務権限である市立学校の教職員の任命権等の移譲については、国等の動向に変化がなく、また、令和3年1月には、中核市教育長会の人事権移譲等プロジェクト会議も一時休止となりました。

そこで、教職員の任命権等の移譲については、中核市教育長会の業務を所管する生涯学習政策課

へ移管し、一体的に対応していきたいと考えています。

次に、令和4年度から、給食費の公会計化や、校納金の徴収一元化が開始とされます。

これらの事務は、保健体育課が担うことになるため、保健体育課の事務分掌等へ追記します。

その他、文化財課に関する事務の内、その根拠規定を明確化させるため、所要の改正を行うものとなっています。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長)
以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)
なし

(教育長)
意見もないようですので採決いたします。

議案第2号「松山市教育委員会事務局組織規則及び松山市教育委員会事務局職務権限規則の一部改正について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(一同)
異議なし

(教育長)
ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第2 議案第3号「松山市教育委員会公印規則の一部改正について」を議題といたします。

横山事務局次長から説明を求めます。

(横山事務局次長)
引き続き、生涯学習政策課でございます。
当日配布資料の6ページをお願いいたします。
議案第3号「松山市教育委員会公印規則の一部改正について」ご説明いたします。

今回の改正は、後程、地域学習振興課からご説

明いたしますが、公民館を使用する市民の申請手続き等を簡素化するため、松山市公民館条例施行規則の一部改正を行うことに合わせ、事務の効率化を図るため、公民館使用許可書に使用する公民館長印について、印影の使用を可能とするため、別表第3「印影使用文書一覧表」に追加を行うものです。

また、市長部局の組織改正に合わせ、印影の使用に当たっての協議先が、「システム管理課長」となることから、改正を行います。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは採決いたします。

議案第3号「松山市教育委員会公印規則の一部改正について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第3 議案第4号「松山市教育委員会職員安全衛生規則の一部改正について」を議題といたします。

横山事務局次長から説明を求めます。

(横山事務局次長)

引き続きまして、生涯学習政策課でございます。

当日配布資料の12ページをお願いいたします。

議案第4号「松山市教育委員会職員安全衛生規則の一部改正について」ご説明いたします。

労働安全衛生法では、常時雇用する従業員が50名以上いる事業所は、労働安全衛生委員会を設置しなければならないと規定されており、学校給食共同調理場についても、全体では調理員が50名以上在籍していたこともあり、安全衛生委員会を設置していました。

令和4年度からは、調理場の再編により、直営調理場が久枝、城北、中島の3場となり、調理員数も50名を下回る見込みとなっております。

以上のようなことから、調理場の安全衛生委員会を廃止するための所要の改正を行うものです。

なお、委員会廃止後は、調理員は教育委員会本庁の安全衛生委員会に加入し、産業医の巡回指導などの活動も引き続き行います。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

意見等もないようですので採決いたします。

議案第4号「松山市教育委員会職員安全衛生規則の一部改正について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第4 議案第5号「松山市公民館条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。

池田地域学習振興課長から説明を求めます。

(池田課長)

地域学習振興課池田です。

よろしくお願ひします。

お手元の資料の1ページをお願ひします。

議案第5号「松山市公民館条例施行規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

今回の一部改正は、市民の手続きの簡素化や行政事務の効率化等を図るため、公民館を使用するのに必要な申請等の書類のシステム化に伴う規定の整備を行うものです。

具体的な内容は、規則の第10条第2項で、申請に対し出される公民館使用許可事項変更許可書を新たに第4号様式とし、第4号様式の追加により第11条から条文中の様式の繰り下げと、申請等の書類をシステムで打ち出すことから、その内容に合わせた様式に改正するものです。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは採決いたします。

議案第5号「松山市公民館条例施行規則の一部改正について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第5 議案第6号「公民館長・館長補佐の退任及び任命について」を議題といたします。

池田地域学習振興課長から説明を求めます。

(池田課長)

引き続き、地域学習振興課池田です。

よろしくお願ひいたします。

お手元の資料の5ページをお願ひいたします。

議案第6号「公民館長・館長補佐の退任及び任命について」ご説明申し上げます。

社会教育法第28条第1項及び松山市公民館運営内規第4条第1号により、公民館の館長及び館長補佐は教育委員会が任命します。

今回、退任される方は、高浜公民館館長仲矢文和さんのほか館長1名、館長補佐3名の方で、一身上の都合による退職願いが教育委員会に提出されたものです。

退任日は、令和4年3月31日です。

また、任命しようとする方は、桑原公民館館長補佐大西桂子さんのほか、館長2名、館長補佐4名の方です。

任期は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までになります。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは採決いたします。

議案第6号「公民館長・館長補佐の退任及び任命について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第6 議案第7号「公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について」を議題といたします。

池田地域学習振興課長から説明を求めます。

(池田課長)

地域学習振興課です。

よろしくお願いいたします。

お手元の資料7ページから9ページをお願いいたします。

議案第7号「公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について」ご説明申し上げます。

各公民館の事業計画や管理運営等を審議する公民館運営審議会委員は、松山市公民館条例第3条第2項及び松山市公民館運営内規第4条第4号により教育委員会が委嘱しています。

今回、委嘱している公民館運営審議会委員のうち、26名が退任し、新たに15名の委員を委嘱するものです。

まず、退任される方は、地域で就任している役員の交代等の理由により、公民館運営審議会委員の辞任願いが教育委員会に提出されたものです。

委嘱の予定をしている方は、先ほどの退任者の後任、または、既に委員を辞任されている方の後任として、地域団体等の役職に就かれています方々となっています。

任期は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までです。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは採決いたします。

議案第7号「公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第7 議案第8号「松山市立小学校及び中学校の特別支援学級に就学する者の通学区域に関する規則の一部改正について」を議題いたします。

横江事務局次長から説明を求めます。

(横江事務局次長)

学校教育課の横江です。

よろしくお願いいたします。

議案書11ページをお願いいたします。

議案第8号「松山市立小学校及び中学校の特別支援学級に就学する者の通学区域に関する規則の一部改正について」ご説明いたします。

今回の一部改正は、新年度の特別支援学級の新設及び廃止に伴い、通学区域の適正化を図るため、提出するものです。

なお、令和4年度における特別支援学級については、6学級の新設が内定しています。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは採決いたします。

議案第8号「松山市立小学校及び中学校の特別支援学級に就学する者の通学区域に関する規則の一部改正について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第8 議案第9号「松山市奨学生選考委員会委員の任命について」を議題といたします。

横江事務局次長から説明を求めます。

(横江事務局次長)

引き続き、学校教育課です。

よろしく申し上げます。

議案書17ページをお願いいたします。

議案第9号「松山市奨学生選考委員会委員の任命について」ご説明いたします。

本件は、松山市奨学生選考委員会委員のうち、西本由美子氏が退任し、後任として、同所属団体から推薦のあった村井千里氏を、新たに任命しようとするものです。

なお、任期については、任期途中の任命となることから、松山市奨学資金貸付条例第6条第3項の規定により、前任者の残任期間となる令和4年4月1日から令和5年3月31日までとなります。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは採決いたします。

議案第9号「松山市奨学生選考委員会委員の任命について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第9 議案第10号「松山市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部改正につい

て」を議題といたします。

植田保健体育課長から説明を求めます。

(植田課長)

保健体育課の植田です。

よろしく申し上げます。

19ページをお願いいたします。

議案第10号「松山市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部改正について」ご説明します。

令和4年4月に、垣生調理場及びたちばな調理場を統合して、新たな垣生調理場を整備するとともに、八坂調理場を廃止します。

このことに伴い、各調理場の配送校を再編しますので、規定を整備するものです。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは採決いたします。

議案第10号「松山市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部改正について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第10 議案第11号「令和4年度学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について」を議題といたします。

植田保健体育課長から説明を求めます。

(植田課長)

引き続き、保健体育課です。

よろしくお願ひいたします。

22ページをお願ひします。

議案第11号「令和4年度学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について」ご説明します。

学校保健安全法第23条の規定に基づき、松山市立の幼稚園と小・中学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師は、医師会等から推薦された方々を年度毎に委嘱しています。

お名前は23ページから25ページの一覧表のとおりですが、学校医の内科、眼科、耳鼻科、学校歯科医、学校薬剤師の合計で配置人数582名、実人数は391名となっており、委嘱の期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間です。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは採決いたします。

議案第11号「令和4年度学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第11 報告第5号「公民館長の退任について」を議題といたします。

池田地域学習振興課長から説明を求めます。

(池田課長)

地域学習振興課です。

よろしくお願ひします。

お手元の資料27ページをお願ひします。

報告第5号「公民館長の退任について」ご説明申し上げます。

社会教育法第28条第1項及び松山市公民館運営内規第4条第1号により、館長は教育委員会が任命します。

今回、中島公民館館長池田弘さんの退任につきまして、急施を要するため、松山市教育委員会事務委任規則第2条第2項の規定により教育長の専決により処理しましたので、ご報告申し上げます。

退任理由は、ご逝去されたことによるものです。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、報告第5号「公民館長の退任について」ご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

次に、日程第12 報告第6号「公民館運営審議会委員の退任について」を議題といたします。

池田地域学習振興課長から説明を求めます。

(池田課長)

地域学習振興課です。

よろしくお願ひします。

お手元の資料29ページをお願ひします。

報告第6号「公民館運営審議会委員の退任について」ご説明申し上げます。

公民館運営審議会委員は、松山市公民館条例第3条第2項及び松山市公民館運営内規第4条第4

号の規定により、教育委員会が委嘱しています。

今回、堀江公民館運営審議会委員三好正紀さんの退任につきまして、急施を要するため、松山市教育委員会事務委任規則第2条第2項の規定により、教育長の専決により処理しましたので、ご報告申し上げます。

退任理由は、ご逝去されたことによるものです。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、報告第6号「公民館運営審議会委員の退任について」ご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

次に、日程第13 報告第7号「学校医の退任について」を議題といたします。

植田保健体育課長から説明を求めます。

(植田課長)

保健体育課の植田です。

よろしく申し上げます。

31ページをお願いします。

報告第7号「学校医の退任について」ご報告します。

石井東小学校の学校医である永井信也氏は、令和4年1月6日にご逝去されたことに伴い退任しましたので、松山市教育委員会事務委任規則第2条第2項の規定に基づき、ご報告するものです。

以上で説明を終わります。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、報告第7号「学校医の退任について」ご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

次に、日程第14 説明事項「松山市中島中学校寄宿舎管理運営規則に係る経費に関する内規について」を議題といたします。

横江事務局次長から説明を求めます。

(横江事務局次長)

学校教育課の横江です。

よろしく願いいたします。

資料の33ページをお願いいたします。

「松山市中島中学校寄宿舎運営管理規則に係る経費に関する内規について」ご説明いたします。

この内規は、松山市中島中学校寄宿舎運営管理規則第10条の規定に基づき、寄宿舎に係る経費について定めたものです。

改正理由は、令和4年度から開始する中島中学校の市内全域募集に伴い、寄宿舎青潮寮の運営に係る経費のうち、校区外から入寮する生徒に対応できるよう、保護者の負担する経費を定めたものです。

主に、校区外の寮生の保護者負担は、寮食費と寮生活に必要な個人の荷物の運搬費用です。

なお、離島から入寮する生徒については、これまで通り市費負担とします。

以上で説明を終わります。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

次に、日程第15 説明事項「松山市指定文化財の指定解除について」を議題といたします。

二宮文化財課長から説明を求めます。

(二宮課長)

文化財課の二宮でございます。

36ページをお願いいたします。

「松山市指定文化財の指定解除について」ご説明いたします。

本市指定の有形文化財「東野焼狛犬一対」が令和4年2月15日、「鉄釉獅子一対」として、愛媛県の有形文化財に指定されたため、37ページにありますとおり、本市文化財保護条例第6条第2項の規定に基づき、市の指定を解除したものです。

38ページをお願いいたします。

「鉄釉獅子一対」は本市東野にある東山神社に元禄10年2月24日、波賀氏藤原伴明が寄進したと刻銘があります。

また、東野は松山藩初代藩主松平定行が隠居所を設けた地です。

江戸時代の優れた陶芸技術によるもので、松山藩のお庭焼きである東野焼の可能性が、奉納年、寄進者の名前も明確な歴史資料として、県の有形文化財に指定されたものでございます。

以上で説明を終わります。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

次に、日程第16 説明事項「教育委員会事務局の人事異動について」を議題といたします。

横山事務局次長から説明を求めます。

(横山事務局次長)

本日、4月1日付の人事異動内示がござい

たので、教育委員会事務局の課長級以上の人事異動についてご説明いたします。

当日配布資料の27ページをお開きください。

まず、退職及び解派遣者についてですが、3行目の井上和豊学校教育課管理指導監が解派遣となり高浜小学校の校長として、2行下、越智文明教育研修センター事務局長が解派遣となり清水小学校の校長として、それぞれ転任します。

次に、16ページをお開きください。

教育委員会事務局の異動についてですが、上から2行目、井出修敏教育委員会事務局長が保健福祉部子ども・子育て担当部長へ転任し、鷲谷浩三都市整備部副部長（開発・建築担当）が昇任・転入し教育委員会事務局長を務めます。

次に、3行下、西村秀典教育委員会事務局次長が産業経済部副部長へ転任し、石原英明保健福祉部副部長が転入し教育委員会事務局次長を務めます。

続きまして、課長級の異動についてですが、1行下、8行目になりますが、植田二郎保健体育課長が企画戦略課長へ、安井晋教育支援センター事務局長が小野支所長へ、7行下、高橋邦光学習施設課長が健康づくり推進課長へ、曾根貞行教職員担当室長が保健予防課新型コロナワクチン担当課長へ、栗原英弥学習施設課主幹が昇任し都市・交通計画課市駅前広場整備担当課長へ、芳野昌宏子規記念博物館長が農水振興課鳥獣対策・農地保全担当課長へ、池田浩樹地域学習振興課長が市場管理課水産市場担当課長へ、西口力生地域学習振興課主幹が昇任し地域学習振興課長へ、徳永直哉保健予防課新型コロナワクチン担当課長が学校教育課専任課長へ、杉澤嘉徳学校教育課主幹が昇任し教職員担当室長へ、重見大作生活衛生課主幹が昇任し学習施設課長へ、門田泰敏管財課長が子規記念博物館長へ、泉信也水資源対策課主幹が昇任し保健体育課長へ、篠原陽三道路河川管理課緑町分室長が教育支援センター事務局長へ、それぞれ転任となります。

次に、24ページをお開きください。

派遣者についてですが、1行目、正岡小学校の光岡葉子校長が派遣となり、教育研修センター事務局長を務めます。

次に、教育委員会の事務を執行委任しております保健福祉部の関係職員の異動についてです。

27ページにお戻りください。

1行目の松浦ゆかり保育・幼稚園課専任課長、清川和恵味生保育園長、2行下、村上裕子三津浜幼稚園教頭が、今年度を持って定年退職となります。

続いて16ページをお願いいたします。

1行目の、西岡英治保健福祉部子ども・子育て担当部長が理財部長へ、3行下、重谷治保健福祉部副部長（子ども・子育て担当）兼松山市福祉事務所次長兼子ども総合相談センター事務所長が理財部債権管理官へ、金森和久保健福祉部副部長（社会福祉担当）兼松山市福祉事務所次長兼高齢福祉課長が保健福祉部副部長（子ども・子育て担当）兼松山市福祉事務所次長兼子ども総合相談センター事務所長へ、6行下、岡本千津八雲保育園長が保育・幼稚園課専任課長へ、大森千里五明幼稚園教頭が昇任し保育・幼稚園課専任課長へ、それぞれ転任します。

以上、課長級以上の異動を説明いたしました。教育委員会事務局全体の人事異動については、お手元の名簿でご確認いただきたいと存じます。

以上で説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

（教育長）

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんか。

（一同）

なし

（教育長）

本日本日の日程は以上となりますが、委員の方々から何かご意見やご質問などがございませうか。

（一同）

なし

（教育長）

以上をもちまして、本日本日の日程は終了いたしました。

これにて令和4年第3回臨時会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

（横山事務局次長）

ご起立をお願いします。

一同礼。

（一同）

ありがとうございました。